

環境省告示第 号

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十一月環境省告示第四百四十三号）の1部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成十九年 月 日

環境大臣 若林 正俊

本則中「をいう。）が、」の下に「それぞれ」を加える。

表3 - (4 - クロロ - 5 - シクロペンチルオキシ - 2 - フルオロフェニル) - 5 - イソプロピリト  
ン - 1、3 - オキサリジン - 2、4 - シオン（別名ペントキサリオン）の項の次に次のように加える。

3 - (3 - プロモ - 6 - フルオロ - 2 - メチルインドール - 1 - イルスルホニル) - N, N - ジメチル - 1, 2, 4 - トリアゾール - 1 - スルホンアミド(別名アミスルプロム)	3.6µg / l
S - ベンジル = 1, 2 - ジメチルプロピル(エチル)チオカルバマート(別名エスプロカルブ)	15µg / l

<p>N<sup>2</sup>, N<sup>4</sup> - ジエチル - 6 - メチルチオ - 1, 3, 5 - トリアジン - 2, 4 - ジアミン (別名シメトリン)</p>	<p>6.2µg / l</p>
<p>1 - (3 - クロロ - 4, 5, 6, 7 - テトラヒドロピラゾロ [1, 5 - a] ピリジン - 2 - イル) - 5 - [メチル (プロパ - 2 - イニル) アミノ] ピラゾール - 4 - カルボニトリル (別名ピラクロニル)</p>	<p>3.8µg / l</p>
<p>(E Z) - 2 - [2 - (4 - シアノフェニル) - 1 - ( , , - トリフルオロ - m - トリル) エチリデン] - 4 - (トリフルオロメトキシ) カルバニロヒドラジド (別名メタフルミゾン)</p>	<p>5.8µg / l</p>
<p>メチル = 4 - ヨード - 2 - [3 - (4 - メトキシ - 6 - メチル - 1, 3, 5 - トリアジン - 2 - イル) ウレイドスルホニル] 安息香酸, ナトリウム塩 (別名ヨードスルフロンメチルナトリウム塩)</p>	<p>61µg / l</p>